

# 家族と秩序

—トマス・アクィナスにおける神的共同体と配分的正義—

佐々木 亘

The Family and the Order

—On Divine Community and Distributive Justice in Thomas Aquinas—

Wataru Sasaki

---

トマス・アクィナスは、配分的正義の説明の中で、「家族や統宰されているいかなる集団にもふさわしい秩序が、統宰者における配分的正義を証示する」と、そして、「自然的なことがらにおいても、意志的なことがらにおいても明らかである宇宙の秩序が、神の正義を証示する」と言っている。ここでは、家族の秩序と宇宙の秩序が対比されている。そして、このことから、「家族にふさわしい秩序とは何か」、「その秩序はどのような仕方配分的正義もよって証示されるのか」、「家族の統宰者とは誰か」、そして、「そもそも、家族と神の正義のあいだには、どのような関係が見いだされるのか」と言う点が問題になる。現在、日本では、家族に関する大きな問題がさまざまな仕方噴出している。しかるに、トマスによると、「配分的正義では、全体に属するところのものが部分へと帰すべきであるかぎりにおいて、ある私的なペルソナに何が与えられ、家族が家族として成立するところの秩序は、かかる配分的正義によって証示される。さらに、神的共同体は、何より神自身を共同善とする全体であり、家族は神を共同善として秩序づけられているということになる。そこに、個々のペルソナの共同体である家族が家族として成立するところの秩序が認められるのである。

Key Words: [家族] [秩序] [配分的正義] [神的共同体] [ペルソナ]

(Received September 24, 2015)

## 序

トマスは、主著である『神学大全 (*Summa Theologiae*)』の第一部第二一問題で、神の「正義 (*iustitia*)」と「憐れみ (*misericordia*)」について扱っているが、その第一項で、「神のうちに正義は存するか」を問題にしており、その主文で次のように言っている。

正義には二通りの種がある。一つは、相互の「授与 (*datio*)」と「受納 (*acceptio*)」において成立するもので、それはたとえば、「購入 (*emptio*)」や「売却 (*venditio*)」、あるいは

---

\* 鹿児島純心女子短期大学生生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

ほかの「交わり (communicatio)」や「交換 (commutatio)」において成立している。これが、『倫理学』第五巻における哲学者によって「交換的正義 (iustitia commutativa)」, あるいは、「交換や交わりを導く正義」と呼ばれている。そして、この正義は神に適合しない。なぜなら、ロマ11・35で使徒が「だれがまず主に与えて、その報いを受けるであろうか」と言っているからである。もう一つは、配分することにおいて成立している。これは、「配分的正義 (iustitia distributiva)」と言われ、それにそくして、ある「統率者 (gubernator)」や「管理者 (dispensator)」が、おのおのの者に、その者の「価値 (dignitas)」にしたがって与えるところの正義である。それゆえ、「家族 (familia)」や統率されているいかなる「集団 (multitudo)」にもふさわしい秩序が、統率者における配分的正義を証示するように、自然的なことがらにおいても、意志的なことがらにおいても明らかである「宇宙の秩序 (ordo universi)」が、神の正義を証示するのである<sup>(1)</sup>。

「交換的正義」など、正義のはたらきと区別に関しては、前年度の紀要（「トマス・アクィナスにおける補完性の可能性－配分的正義と共同善－」）でも扱っているので、それを参照していただきたい。ともかく、何かの売買のように、一般に貨幣と商品の交換を正しく導く正義が交換的正義であり、その交換を可能にする何かをその者の価値にしたがって配分する正義が配分的正義であると考えられる。

さて、後者の説明において、二つのことが対比されている。

①家族や統率されているいかなる集団にもふさわしい秩序が、統率者における配分的正義を証示する。

②自然的なことがらにおいても、意志的なことがらにおいても明らかである宇宙の秩序が、神の正義を証示する。

宇宙の秩序と「家族や統率されているいかなる集団にもふさわしい秩序」を比較すること自体がたいへん興味深い。一口に家族と言っても、いつも喧噪の絶えない家族もあれば、内面的にも外面的にも円満な家族もあろう。しかし、「家族」という名が与えられるかぎり、そこに何らかの秩序が認められ、その秩序によって「統率者における配分的正義を証示」されることになる。

かかる「証示」が、「自然的なことがらにおいても、意志的なことがらにおいても明らかである宇宙の秩序が、神の正義を証示する」ところの「証示」とは、質的な仕方で次元が異なっていると考えられる。その一方、そこに何らかの関係性が認められるのではないだろうか。そうでなければ、同じ「証示する (demonstrare)」という言葉が用いられていないはずである。では、証示されるところの正義とは、われわれにとって、何を意味しているのであろうか。本稿では家族に限定して論を進めていきたい。ここでは、以下の点がまず問題になるであろう。

- A. 家族にふさわしい秩序とは何か。
- B. その秩序はどのような仕方で配分的正義もよって証示されるのか。
- C. 家族の統率者とは誰か。
- D. おのおのの者に、その者の価値にしたがって与えられるものとは何か。
- E. そもそも、家族と神の正義のあいだには、どのような関係が見いだされるのか。

## I. 家族の変容

現在、日本では、家族に関する大きな問題がさまざまな仕方で噴出している。児童虐待は2014年度約9万件におよび<sup>(2)</sup>、多くの尊い小さな命が失われている。山本健治は次のように言っている。

親・保護者からいちばん愛されるべきはずの子どもが、理不尽この上ない虐待を受けている。しつけと称して、乱暴な言葉を浴びせられたり、食事を与えられなかったり、ささいなことでも何時間にわたって激しい暴行を受け、命を落としてしまう。あるいは心身に重い障害が残って苦しむ。こんな悲しいことはない。(中略) 子どもに対する虐待だけではなく、最近では、認知症や病気で介護を必要とするようになった高齢の親に対する虐待も目立つようになった。親孝行話など完全に過去のものとなったところか、実の親に対し、殴る蹴るの暴行を加え、死亡しても葬式すら出さず、そのまま放置したり、遺体を野山に捨てたり、そのくせ年金だけはちゃっかりいただく、なんとも親不孝な息子や娘が増えたものである<sup>(3)</sup>。

幼児や老人に対する虐待は、一部の例外的な事例であるという状況を、残念ながら超えていると言わざるをえない。もちろん、親子が仲良く生活している家庭はけっして少なくないであろう。その一方、家族がさまざまなリスクを抱えていることも事実である。それは少なくとも一人の人間が通常生きるうえで抱えるリスクとは別次元のものである。われわれのまわりに虐待に関する記事は日常化しているが、この背景には、虐待する者を単純に責めることができない複雑な事情が考えられる。

じっさい、少子高齢化、相対的貧困率の悪化、特に女性と子どもの貧困率の高さ、シングルマザーの過酷な経済状態、非正規労働者の増大、高い離婚率、さらに年間3万人前後の自殺者等、日本の家族は多かれ少なかれ社会不安のなかにさらされている。さらに問題は内向化している。芹沢俊介は次のように言っている。

母は暴力と無縁であるという、いまも根強く人びとを捉えている神話があります。この神話の作用は、暴力をふるう母を母親一般から切りはなしてしまおうという動きに現れます。母親による子ども虐待死の報道に接するたびに、私の心も同じような叫びを発しそうになります。あんな女は母親ではなく、母親の衣を着た鬼だ、悪魔だ——。罵声は男性からだけではなく、同じ女性、同じ母親からもあがります。しかしこうした非難による切り離しは、自分の正義感を満足させたり、心の安定を図るのには有効であっても、現実に対してはまったく無力です。どうしたら母という存在を暴力から解放できるのでしょうか。そのひとつの答えが一見、逆説と思えるかも知れませんが、母親は暴力とは無縁であるという神話を解体することだと思うのです、このような神話から解き放されることによってのみ、母という存在が暴力から解放される道がひらけると思うのです<sup>(4)</sup>。

「母親は暴力とは無縁であるという神話を解体すること」によって、逆説的な仕方で、「母と

いう存在が暴力から解放される道がひらける」という指摘は、示唆に富んでいる。じっさい、われわれはさまざまな神話の中で生きている。そのすべてをとりはらうことは不可能で現実的でもない。しかし、たとえば「男とはこうあるべし」という神話が、何万人もの命を自ら奪い去ったということは、容易に想像される。しかも、自殺の問題は、残された者に、家族であれ友人であれ、はかりしれない悲しみを残していく。残された者は、自分が加害者ではないかと苛まれる。あの時、一言かけてあげればという後悔は、薄れることがあっても、消えることはない。ともあれ、家族の役割が低下したと、簡単に指摘することはできないであろう。信田さよ子は次のように言っている。

どんなに奇異な出来事が起きようとも、「家族は崩壊した」などという安易な言説に私は与しないだろう。なぜなら、子どもを育てる場が家族以外に存在しないのであれば、とりあえず家族を存続していくことが現実的であるからだ。私たちはこの世に生を受けてから生老病死のあらゆる局面において、家族という関係性抜きにはなにごとにも遂行できない。(中略) こうして、とりあえず家族は続くだろうと思っている<sup>(5)</sup>。

家族はたしかに、さまざまな重大な問題を抱えている。もちろん、すべての家族に一般化することは不可能である。また、その重大性にもかなりの濃淡がある。崩壊の危機にさらされている家族もあれば、問題はあっても円満な状況を保っている家族もあるであろう。「家族は崩壊した」と言うのは簡単だが、人間としての幸せは、通常、家族に代表される共同体において成立しているのである。

## Ⅱ. 部分と全体

さて、「家族や統率されているいかなる集団にもふさわしい秩序が、統率者における配分的正義を証示する」。では、その秩序とは何を意味しているのであろうか。トマスは、『神学大全』の第二-二部第六四問題第二項主文で、「交換的正義」に関する説明の中で、次のように述べている。

「部分 (pars)」はすべて「全体 (totum)」へと、「不完全なもの (imperfectum)」が「完全なもの (perfectum)」に対するように秩序づけられている。そしてそれゆえ、部分はすべて、「自然本性的な仕方 (naturaliter)」全体のためにある。(中略) しかるに、いかなる個別的存在な「ペルソナ (persona)」も「共同体 (communitas)」全体に対して、部分が全体に対するように関連づけられている<sup>(6)</sup>。

たしかに、人間は、トマスによると、何よりも「神の似姿 (imago)」であり、似姿の特質からして、「自らのはたらきの主 (dominus)」であり、かかる主権をもって、ペルソナとしての個別存在である<sup>(7)</sup>。すなわち、すべての人間は個別的であり、さらに何らかの仕方では超越的なのである。

しかるに、人間の個別性や主権にもとづく主体性をいくら強調しようとも、一方において共同体としての観点からは、個々のペルソナは、あくまで「共同体の部分」にはかならない。人間は「個別的な存在」であると同時に、「共同体的存在」なのである<sup>(8)</sup>。ペルソナは、何らかの共同体において存続するからである。

さて、先の引用からは、いくつかの疑問が思いうかぶであろう。まず、「部分はすべて全体へと」ということに例外はないのであろうか。次に、「不完全なものが完全なものに対するように」という場合の「完全性」とはいかなる完全性を意味しているのか。さらに、「部分はすべて、自然本性的な仕方、全体のためにある」という際の「自然本性的な仕方」とは、いかなる仕方なのであろうか。

まず、「部分はすべて全体へと、不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられている」。では、その場合の「秩序づけ」とは、どのような仕方、どのような方法でなされるのであろうか。トマスは、「正義は情念 (passio) にかかわるか」を論じている『神学大全』第二―二部第五八問題第九項の異論解答で、次のように言っている。

全体の「善 (bonum)」がそのいかなる部分にとっても「目的 (finis)」であるように、「共同善 (bonum commune)」は、「共同体」のうちに存在している個別的な個々のペルソナにとっての目的である<sup>(9)</sup>。

ペルソナと共同体との関係は、「部分と全体との関係」として捉えられ、ペルソナである人間は、あくまで「共同体のうちに存在している」。さらに、共同体のうちに存在するということは、「個々のペルソナが全体である共同体に秩序づけられている」ということから可能になると言えよう。そうでなければ、「共同体」というよりは、むしろ、たんなる「集合体」となるであろう。そして、この「共同体」の「共同性」が、「そのいかなる部分にとっても目的である」ところの「全体の善」であり、「共同体のうちに存在している個別的な個々のペルソナにとっての目的である」ところの「共同善」にはかならない。

したがって、個々のペルソナは、「共同善を目的とする」という仕方、共同体の部分として位置づけられる。そして、ペルソナが共同体の部分として位置づけられるのは、共同善がペルソナとしての超越性をさらに超えたある種の普遍性を有するからにはかならない。かかる普遍的な超越性を目的とする仕方、ペルソナは共同体の部分である。

### Ⅲ. 家族と配分的正義

さて、ここで先の疑問に対して、ある程度答えることができよう。第一の「部分はすべて全体へと、ということに例外はないのであろうか」に対しては、すべての人間は例外なく何らかの共同体の部分でなければならない。第二の、「不完全なものが完全なものに対するように」という場合の完全性とはいかなる完全性であろうか」に関しては、とりあえず、「共同善としての完全性」であると答えることができよう。第三の、「部分はすべて、自然本性的な仕方、全体のためにある」という際の自然本性的な仕方とは、いかなる仕方を意味しているのであ

うか」という点には、部分が部分であるかぎり全体に対して秩序づけられるあり方が自然本性的であるということの意味していると言えよう。まさに、「共同善は、共同体のうちに存在している個別的な個々のペルソナにとっての目的」なのである。

したがって、まずAの「家族にふさわしい秩序とは何か」に対しては、「共同善への秩序」と答えることができよう。では、Bの「その秩序はどのような仕方で配分的正義もよって証示されるのか」はどうであろうか。トマスは、『神学大全』第二-二部第六一問題第二項で、「配分的正義と交換的正義において、中庸 (medium) は同一の仕方で受けとられるか」を論じており、その主文で、次のように言っている。

配分的正義では、全体に属するところのものが部分へと「帰すべき (debitus)」であるかぎりにおいて、ある「私的なペルソナ (private persona)」に何か与えられる。しかるに、その何かは、部分そのものが全体においてより大きな「重要性 (principalitas)」を持つに依りて、より大きなものとなる。それゆえ、配分的正義においては、あるペルソナが共同体においてより大きな重要性を持つことにそくして、それだけ「共同善」からより多くそのペルソナに与えられる。(中略) それゆえ、配分的正義においては、事物の事物に対する均等性にそくしてではなく、事物のペルソナに対する「対比性 (proportio)」にそくして中庸が受けとられる。すなわち、一人のペルソナがほかのペルソナよりすぐれている際、前者に与えられる事物が後者に与えられる事物よりもまさっているような仕方である<sup>(10)</sup>。

配分的正義は、「全体に属するところのものが部分へと帰すべきであるかぎりにおいて、ある私的なペルソナに何か与えられる」。ここから明らかなように、配分的正義は「部分に対する全体」という仕方で、ペルソナの善にかかわっており、このことから家族は秩序づけられることになる。

しかるに、配分的正義では、「一人のペルソナがほかのペルソナよりすぐれている際、前者に与えられる事物が後者に与えられる事物よりもまさっているような仕方で」、「事物のペルソナに対する対比性にそくして中庸が受けとられる」。たしかに、全体である共同体はけっして一義的ではなく、多元的な秩序のもとに多層的な仕方で成立している。しかるに、どのような共同体であれ、「人間のある個別的なペルソナの善へと直接的な仕方で秩序づける」という点からは、あくまで、全体としての共同体が部分としてのペルソナに対する秩序が問題になる。これを導く正義が「配分的正義」なのである。

ペルソナと共同体の関係は、「部分の部分に対する」秩序と「部分に対する全体として」の秩序によって具体的に成立している。したがって、交換的正義と配分的正義は、共同体の根幹を形成する正義として位置づけられうる。

特に家族というもっとも基本となる共同体において、家族が家族として成立するところの秩序は、かかる配分的正義によって証示されるわけである。それは、「あるペルソナが共同体においてより大きな重要性を持つことにそくして、それだけ共同善からより多くそのペルソナに与えられる」という秩序であると言えよう。

#### Ⅳ. 家族と神的共同体

では、Cの家族の統宰者とは誰なのであろうか。家族の枠内であれば、その長となるものは、通常は親を意味していると考えられる。しかるに、トマスにおいては、すべてはきわめて神学的な枠組みの中で用いられている。すなわち、人間の救いに関する議論にほかならない。じっさい、トマスは、『神学大全』第二—一部第二—問題第四項の異論解答で、次のように言っている。

人間は、「政治的共同体 (communitas politica)」に対して、自ら全体にそくして、また、自らの持つすべてのものにそくして、秩序づけられているのではない。(中略)しかし、人間であるところの、また人間が為しうる、さらに持つところの「全体」は、神へと秩序づけられなければならない。そして、それゆえ、人間による善きないし悪しき行為すべては、行為の「性格 (ratio)」そのものにもとづいて、神のまえにおいて、「功德 (meritum)」や「罪業 (demeritum)」という性格を有するのである<sup>(11)</sup>。

人間は複数の多元的な共同体に属している。「政治的共同体」とは、「国」を意味していると言えよう。しかるに、「人間であるところの、また人間が為しうる、さらに持つところの全体は、神へと秩序づけられなければならない」という点からして、人間の存在、行為、そして所有に関する「全体」は、神へと必然的に秩序づけられることになる。そのかぎりにおいて、かかる全体は、まさに「神的共同体」として捉えられうると言えよう。

すなわち、神的共同体とは神へと秩序づけられるところの全体であり、すべては神によって摂理され、すべては神によって統宰されている。かかる「神的共同体」を前提にしたならば、家族は神的共同体に属する部分として位置づけられることとなる。神的共同体とは神へと秩序づけられるところの全体である。この場合、Cの家族の統宰者とは神にほかならない。

そして、神的共同体において、部分である人間は、何よりも「自由」と「主権」を有する存在である。かかる自由と主権にもとづいてなされる行為は、すなわち「人間的行為」は、「善きないし悪しき」という「行為の性格」を持つにいたる。その結果、「神のまえにおいて、功德や罪業という性格を有する」わけである。

すなわち、人間が神的共同体の部分であることが帰結されるとしても、人間は全面的に拘束されているわけではない。もし、そうであるならば、「行為の性格そのもの」が成立しないことになる。

かくして、「家族の統宰者」は、永遠法的な観点からは神と言うことになる。その一方、人間は、自らの行為に関する自由と主権を有する存在として創造されていると言う点からは、家族の長となる人間が「家族の統宰者」でなければならない。

したがって、Dの「おのおのの者に、その者の価値にしたがって与えられるものとは何か」という点に関しては、神的共同体であるかぎり、「人間による善きないし悪しき行為すべては、行為の性格そのものにもとづいて、神のまえにおいて、功德やという性格を有する」ということになる。このことは、究極的な意味での「配分」であると言えよう。

## 結び 家族と秩序

家族が神的共同体に属する共同体であるという前提に立つかぎり、家族の中でのいかなるささいな行為も、「神のまえに」という原則から離れることはできない。このことは、家族のあり方が、つねに「神のまえに」現存していることを意味していると言えよう。トマスは、「救い (salus) のために必要であるところの、隣人愛 (dilectio proximi) の完全性 (perfectio) について」論じている『霊的生活の完全性について』第一三章で、次のように言っている。

それによってすべての人間が「至福 (beatitudo)」という目的のうちに一致するところの共同体においては、おのおのの人間は何らかの部分であると考えられる。しかるに、全体が属する共同善とは神自身であり、神のうちにすべての者の至福は成立している。したがって、ちょうど部分が全体の善へと秩序づけられるように、直しき「理性 (ratio)」と「自然本性 (natura)」の「誘発 (instinctus)」にそくして、おのおのの者は自ら自身を神へと秩序づける。このことはたしかに、「愛徳 (caritas)」によって完成される。愛徳によって、人間は自ら自身を神のために愛するからである<sup>(12)</sup>。

ここでは、神的共同体が、何より「神自身を共同善とする全体」であるという点が、非常に重要であると言えよう。したがって、家族は神を共同善として秩序づけられているということになる。

そして、「ちょうど部分が全体の善へと秩序づけられるように、直しき理性と自然本性の誘発にそくして、おのおのの者は自ら自身を神へと秩序づける」ということが、神の摂理と統率のもとに成立していると同時に、そこには人間の自由と主権が前提にされていると考えられる。ペルソナである人間は、かかる共同体の部分として、超越性を保持しうる。そこに、個々のペルソナの共同体である家族が家族として成立するところの秩序が認められるのである。

ここで、Eの「そもそも、家族と神の正義のあいだには、どのような関係が見いだされるのか」に関しては、「愛徳による完成」への秩序と答えることができよう、正義が共同善にかかわるかぎり、至福への秩序づけがすべての共同体の根本となっている。

したがって、「親・保護者からいちばん愛されるべきはずの子ども」に対して、「しつけと称して、乱暴な言葉を浴びせられたり、食事を与えられなかったり、ささいなことで何時間にわたって激しい暴行」を加える者や、「実の親に対し、殴る蹴るの暴行を加え」る者などは、家族と秩序という観点からは、「愛の共同体」の対極に位置している。

じっさい、愛が家族を家族たらしめるのであり、その意味で、「家族崩壊」とは、人間性の崩壊であって、人間が人間であるところのものが崩れさることを意味している。秩序を欠いた家族は、もはや家族の名に値しない。現在のわれわれは、危機的状況にある。

しかし、「家族や統率されているいかなる集団にもふさわしい秩序が、統率者における配分的正義を証示するように、自然的なことがらにおいても、意志的なことがらにおいても明らかである宇宙の秩序が、神の正義を証示する」かぎり、つねに希望は見いだされる。「それでも、家族は続く」のである。



略号

S.T. Thomas Aquinas, *Summa Theologiae* (『神学大全』), ed. Paulinae, Torino, 1988.

註

- (1) S. T. I, q. 21, a.1, c. duplex est species iustitiae. Una, quae consistit in mutua datione et acceptione: ut puta quae consistit in emptione et venditione, et aliis huiusmodi communicationibus vel commutationibus. Et haec dicitur a Philosopho, in V *Ethic.*, iustitia commutativa, vel directiva commutationum sive communicationum. Et haec non competit Deo: quia, ut dicit Apostolus, *Rom.*11,[35]: quis prior dedit illi, et retribuetur ei? Alia, quae consistit in distribuendo: et dicitur distributiva iustitia, secundum quam aliquis gubernator vel dispensator dat unicuique secundum suam dignitatem. Sicut igitur ordo congruus familiae, vel cuiuscumque multitudinis gubernatae, demonstrat huiusmodi iustitiam in gubernante; ita ordo universi, qui apparet tam in rebus naturalibus quam in rebus voluntariis, demonstrat Dei iustitiam.
- (2) 『読売新聞』2015年10月9日, 第1面。
- (3) 山本健治『親子崩壊』, 三五館, 2012年, 19-21頁。
- (4) 芹沢俊介『母という暴力』, 春秋社, 2005年, 14-15頁。
- (5) 信田さよ子『それでも, 家族は続く—カウンセリングの現場で考える』, NTT出版, 2012年, 42-43頁。
- (6) S. T. II-II, q. 64, a. 2, c. Omnis autem pars ordinatur ad totum ut imperfectum ad perfectum. Et ideo omnis pars naturaliter est propter totum..... Quaelibet autem persona singularis comparatur ad totam communitatem sicut pars ad totum.
- (7) 佐々木亘『トマス・アクィナスの人間論—個としての人間の超越性—』, 知泉書館, 2005年, 19-62; 97-158頁参照。
- (8) 佐々木亘『共同体と共同善—トマス・アクィナスの共同体論研究—』, 知泉書館, 2008年, 17-48頁参照。
- (9) S. T. II-II, q. 58, a. 9, ad 3. bonum commune est finis singularum personarum in communitate existentium, sicut bonum totius finis est cuiuslibet partium.
- (10) S. T. II-II, q. 61, a. 2, c. in distributiva iustitia datur aliquid alicui privatae personae in quantum id quod est totius est debitum parti. Quod quidem tanto maius est quanto ipsa pars maiorem principalitatem habet in toto. Et ideo in distributiva iustitia tanto plus alicui de bonis communibus datur quanto illa persona maiorem principalitatem habet in communitate.... Et ideo in iustitia distributiva non accipitur medium secundum aequalitatem rei ad rem, sed secundum proportionem rerum ad personas: ut scilicet,

sicut una persona excedit aliam, ita etiam res quae datur uni personae excedit rem quae datur alii.

- (11) *S. T. I-II, q. 21, a. 4, ad 3.* homo non ordinatur ad communitatem politicam secundum se totum, et secundum omnia sua: et ideo non oportet quod quilibet actus eius sit meritorius vel demeritorius per ordinem ad communitatem politicam. Sed totum quod homo est, et quod potest et habet, ordinandum est ad Deum: et ideo omnis actus hominis bonus vel malus habet rationem meriti vel demeriti apud Deum, quantum est ex ipsa ratione actus.
- (12) *De Perf. Vitae Spirit. c. 13, n. 634.* In praedicta autem communitate qua omnes homines in beatitudinis fine conveniunt, unusquisque homo ut pars quaedam consideratur: bonum autem commune totius est ipse Deus, in quo omnium beatitudo consistit. Sic igitur secundum rectam rationem et naturae instinctum unusquisque se ipsum in Deum ordinat, sicut pars ordinatur ad bonum totius: quod quidem per caritatem perficitur, qua homo se ipsum propter Deum amat.

本研究は、JSPS科研費25380250の助成を受けたものです。